

## 会費及び入会金規程

【根拠条文：定款】

(会員)

第 37 条

3 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める会費を納めるものとする。

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「本協会」という。）の定款第 37 条第 3 項の規定に基づき、本協会会員の会費及び入会金の納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 会員の会費は年間 6 万円、12 万円、又は 18 万円とし、理事会の決議を経て別に定める要件により区分する。

2 会員の営業所数・管理受託戸数等の変動に伴う会費の見直しは、3 年毎に行うものとする。ただし、会費が減額となる場合は、会員の申出により翌年度以降の会費を減額することができる。

3 第 1 項の会費については、会長が相当の事由があると認めるときは、免除することができる。

(入会金)

第 3 条 会員の入会金は 16 万円とする。

2 前項の入会金については、会長が相当の事由があると認めるときは、免除することができる。

(会費の使途)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費及び入会金の納入)

第 5 条 会員は、入会するときに入会金及び初年度会費を、以後毎年会費を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び初年度会費の納入は、入会月の翌月末日までに納入しなけ

ればならない。

- 3 事業年度の中途に入会した会員の初年度会費は、第 2 条第 1 項の会費を 12 で除した金額に入会日の属する月の翌月から年度末までの月数を乗じた金額とする。
- 4 次年度以降の会費は、毎年 4 月から翌年 3 月までの会費を毎年 3 月末日までに一括納入しなければならない。
- 5 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 6 既納の会費及び入会金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。